

平成20年度 第2回千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会 議事概要

1 日 時 平成20年12月18日(木) 午後2時30分から4時25分

2 場 所 千葉県教育会館 本館6階 608会議室

3 出席者

林会長、伊佐治委員、岩田委員、國生委員、小林委員、清水委員、高橋委員、野老委員、中村委員、早川委員(以上10名)

[欠席]

赤田委員、井上委員、鎌田委員、根本委員、丁子委員、横山委員(以上6名)

【事務局】

健康福祉部 戸谷次長、

高齢者福祉課 飯田課長、永野副課長、土屋企画調整班主幹、

里見在宅福祉推進室長、椎名施設福祉推進室長 ほか

健康福祉指導課 佐川調整指導室主幹

保険指導課 地引課長、松本介護保険室長

4 内 容

(司会：永野副課長)

本日の分科会は、公開の扱いとさせていただきます。会議録につきましては、県庁のホームページで公開することとなりますので、ご了承をお願いいたします。

本日は、傍聴者の方が2名いらっしゃいます。ご承知おきください。

事前のご連絡として、岩田委員におかれましては、急用が生じてしまったということで、16時までの出席というお話がありました。また、事務局について、健康福祉指導課及び保険指導課、高齢者保健福祉計画の関係職員につきましては、所用により、議題1の終了後に退席させていただきます。併せてご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回「千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会」を開催いたします。本日の会議ですが、16時30分を目安に終了の予定ですので、よろしくをお願いいたします。

申し遅れましたが、私は本日の司会進行を務めさせていただきます、高齢者福祉課副課長の永野でございます。よろしくをお願いいたします。

はじめに、開催に当たりまして、健康福祉部戸谷次長からご挨拶を申し上げます。

(戸谷次長)

皆様こんにちは。ただいまご紹介がありました健康福祉部次長の戸谷でございます。

本日は老人福祉専門部会に、お忙しい中をお越しいただきましてありがとうございます。この時期は申し訳ない時期でございます、皆様が大変お忙しいというのは承知しているところでございます。

本日の議題に関しまして、ちょうどこの時期に行わなければいけないというスケジュールになっております。今週と言いますか、明日12月県議会が終了いたします。

来年には知事選を控えている、そういう時期でございますが、今年度は非常にタイトなスケジュールの中で、私どもは仕事をしております。

皆様には、日頃より高齢者福祉行政でお世話になっておりますが、今年度は特に皆様にご迷惑をおかけしているのではないかと思います。また、千葉県では保健・医療・福祉という政策を連動してやる、その辺を打ち出しているということで、この席の専門委員の皆様には、この会議以外でも大変お世話になっております。本当に心よりお礼を申し上げます。

本日は先程まで会議を開いておりましたが、その会議は、福祉人材確保・定着の会議でございます。本日は労働局関係、ハローワークにお世話になって、会議を開いたところでございます。7月25日に関係12団体の皆様から緊急提言ということで、皆様のご要望を頂戴して、県庁の中に対策本部をつくりました。私はその事務局長を仰せつかっておりますが、これについては、本当に緊急の問題として捉えております。

皆様には、緊急性をご理解いただいた上に、私どもにご協力、ご理解をいただいたところでございます。国もかなり動きがここにきて出ております。ご案内のとおりだと思いますけど、これは大変だということで、10分の10の国費を使ってやっていきたいと思っております。

本日は、これまで高齢者福祉計画の関係で、21年度から23年度までの計画ということで、策定作業部会の早川部会長にもお世話になりまして、ありがとうございます。後程お話に触れていただきたいと思いますと思っております。

私どもも計画をつくり、素案ができたということでほっとしておりますが、本日その点についてご説明をさせていただくとともに、今後県政の方へも反映するというところで、作業を進めていくものでございます。

もう1点の議題といたしましては、生涯大学校でございます。これは社会福祉審議会に今年の5月に、そのあり方についての諮問をさせていただきました。それにつきましても、現状と課題ということで、後程ご説明をさせていただきたいと思っております。その2点について、ご議論を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(永野副課長)

どうもありがとうございました。それでは、今後の議事進行につきましては、千葉県社会福祉審議会規程第12条の規定によりまして、分科会長が行うこととされておりますので、林分科会長にお願いすることといたします。

(林会長)

私の方で議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今、戸谷次長からお話がありましたとおり、議題1の「次期千葉県高齢者保健福祉

計画（平成 21 年度～23 年度）の素案について」の説明であります。説明の前に、この計画の策定作業部会の部会長でありました早川さんから、ご説明と申しますか、一言お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

（早川委員）

社会福祉協議会の早川でございます。ただいま分科会長からお話ございましたように、千葉県の高齢者保健福祉計画策定作業部会の部会長を拝命いたしまして、これまで 10 回開催されました部会の報告、その中で座長を務めていて感じましたようなことを、一言述べさせていただきたいと思っております。

高齢者福祉計画素案の策定に至るまでの経緯その他は、お手元の資料 1 に書いてございます。千葉県の高齢者保健福祉計画というのは、3 年間の法定計画でございます。現在の計画は、今年度末をもって終了いたします。

そのために福祉、介護職など第 1 線で活躍される方々とか、学識経験者の方々、また 11 名の公募の委員を含めました合計 29 名の委員で、千葉県高齢者保健福祉計画策定作業部会を組織いたしまして、現計画の見直し作業を進めているところでございます。

今年の 4 月に設置されましたこの作業部会でございますが、これまでに 10 回、お勤めの方が大半ですので、お勤めが終わってからということで、午後 6 時から 8 時という予定で、大体が 8 時半、遅い時は 9 時を超えるくらいまでの時間で開催されました。大変多くの有意義なご意見をいただいたと、受け止めております。

その結果が、本日事務局より説明される次期計画の素案ということになります。

この素案は、現計画の中間地点での見直しという前提で修正を行ってきたものでございます。従いまして、現計画の骨格を根本的に替えるとかそういうことではなく、現計画ではカバーできない新たに出現した課題等について、基本方向に組み入れるとか、施策の方向を補充するに留め、見直しを行ったということでございます。

これは事務局で、もうちょっと高い視点からご覧いただいて、お話があるかと思うのですが、私が理解している限りでは、現計画の見直しに当たって、重要視いたしました環境の変化というのは、高齢化の一層の進展であります。

団塊の世代が高齢化となる、平成 27 年以降の高齢社会を念頭において、介護人材の量・質の確保、権利擁護の仕組み強化、地域での支援体制の強化について、その他も見直しているわけですが、集中的に見直しました。他に、今後の高齢者福祉の大きな課題となることが予測されております、認知症への対応を基本方向として掲げることといたしました。

まず、福祉の人材であります。ただいま戸谷次長からお話もありましたとおり、緊急プロジェクトが立ち上がって、その対応を急いでいるわけですが、部会の中の議論では、福祉人材の確保は非常に重要であります。更に福祉人材の資質の向上を図るための教育研修会、全ての職員の教育のあり方について議論もすべきだという意見が多かったように記憶をいたしております。

また、団塊の世代をどのようにして、福祉の担い手として取り入れるか、取り入れたらいいか検討すべきだという強い意見がありましたが、具体的な施策、どういう方向で組み入れていくのかということについては、座長として、必ずしも方向を示しきれていないという反省をいたしております。

これも全くの私見でございますが、権利擁護につきましては、数多く部会を開催する都度問題になっていました。その中では、現行の仕組みの問題について議論が集中していましたが、現行制度の中の対応のあり方に拘って、あるべき姿を明確に浮かび上がらせるという点では、不十分であったのかなという反省をいたしております、なお、今後の検討課題であると私自身は思っております。

具体的に申し上げますと、例えば、認知症の方の権利擁護をどうするか、通常の高齢者の方の権利擁護はどうあるべきか、障害を持つ方の権利擁護はどうあるべきかなど、仕組みを全部縦割りに議論をすることになってしまいます。こういう議論を展開していくと、千葉県中、権利擁護の拠点づくりになってしまうリスクがある、その結果人が足りないということになります。だから行政コストが増える。これはあくまでも私見であります、そういうジレンマに陥るリスクがあるのではないかと。従って、今後包括的な権利擁護の体制というのは、今でも十二分にあるといえはるわけですが、それをどう充実させていったらいいか、こういうことについて集中的に、ないしは抜本的に検討する必要があるのではないかと、私の反省があるということでございます。

また、認知症対策につきましては、新たに独立して後程説明があると思っております、基本方向として取り上げたわけでございます。したがって、認知症の権利擁護については、その中で取り上げて、個別に対応するという仕組みになっているわけでございます。ただいま権利擁護のあるべき姿を検討するといいたしましたが、高齢者の権利擁護の仕組み全体について、もう一度時間を見て、検討する必要があるのかなという印象を持っております。

地域の支援体制というのは、施策の方向の各項目の議論で特に重要視された問題でありますけれども、10回の作業部会を終えた私の感じといたしましては、地域の支援体制を突き詰めていけば、地域福祉の要求というのは、相互支援体制の仕組みづくりということです。今、千葉県が進めている共助という考え方でございますが、そういう一人ひとりの気持ちの問題、その気持ちがつながった相互支援体制の仕組みにつきるのではないかと、こういう思いを新たにしているところでございます。

現在この計画素案をもとに、高齢者を含みます多くの県民の方々の率直なご意見を、次期計画に反映させていくために、これまでに県内各地でタウンミーティングを29回開催して、様々なご意見・ご提案をいただいていると聞いております。こうした意見等を参考にいたしまして、今後も作業部会で更に議論を深め、来年3月を目途に次期高齢者保健福祉計画として、完成させていくという段取りになっております。

以上、やや私的な思いを入れましたが、10回開催されました作業部会を通じての私の感想を述べさせていただきました。ありがとうございました。

(林会長)

早川部会長さん、ありがとうございます。10回という大変ハードなスケジュールと言いますか、時間をお聞きしたら夜8時・9時という時間帯にやられたということで、本当に大変であったと思います。

(早川委員)

参加された方々がそれぞれの分野のエキスパートですから、座長はもうちょっと福祉の専門家じゃないと、会がまとめきれないなという感じがしております。非常に幅広い問題、深い問題が出てきますので、次回の作業部会は、是非そういう人材を選ばれたらと思っております。

(林会長)

はい、どうもありがとうございます。それでは引き続き事務局の方より、資料を基にご説明をお願いいたします。

(飯田課長)

私の方から、次期千葉県高齢者福祉計画の素案の概要について、ご説明いたします。まず資料1と書いてある資料をご覧いただきたいと思います。

今、早川部会長からご説明がありましたが、前々回の当会議でも、概要についてはご説明して重なる部分もあるかと思いますが、確認を含めて全体を説明させていただきます。

資料1の最初の「計画の位置付け等」ということで、この計画につきましては、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法の「介護保険事業支援計画」を、一体的な計画として策定するということが、これはそれぞれ市町村の委員がいらっしゃいますけど、市町村でもこういう作業をしています。一番市町村で大変なのは、介護保険料の決定とかそういう作業は、今後また出てくるということで、県としてはそれをバックアップするような計画をつくっていきたくて考えております。

内容的には○の二つ目で、県の地域福祉支援計画という福祉全体の計画がございます。この中の高齢者の分野に関する個別計画という位置付けになっています。

○の三つ目で、今年の3月に県でつくりました「千葉県地域ケア整備構想」、それとの整合を図りながらつくっていく。

それから○の四つ目で、更に他の関連する計画、「健康ちば21」とか「千葉県保健医療計画」、また「第四次千葉県障害者計画」、そういうものとの連携を図った計画にしていく。

更に計画期間というのは3年間で、次期が平成21年度から平成23年度の計画というのが、この計画の概要になっています。

2番目の「策定に向けての取り組み」についてご説明いたします。最初に1枚めくっていただきまして、参考1をご覧いただきたいと思います。この計画をつくってい

くに当たっての策定体制ということで、これも前々回ご説明させていただきましたが、左側の下の大きい括弧に、「千葉県高齢者保健福祉計画策定作業部会」ということで、今、早川部会長からお話がありました 29 名の部会で、見直しをたたいていきました。

それにつきまして、その真上の計画作成懇談会、そこで専門家のご助言や、右の方に書いてあります本会議の社会福祉審議会老人福祉専門分科会、そういうところのご意見をいただきながら計画をまとめているという策定体制になっております。

次のページの参考 2 ということで、今ご説明しました策定作業部会が、29 名の委員でこれまで 10 回開催しました。早川部会長の他に副部会長が 2 人、それ以外の会員の方を含め 29 名ということで、その中に 11 名公募委員、一般県民の方から応募してきました委員の入った部会の構成となっております。

また、1 ページ目に戻っていただきまして、今回作業部会で積み上げていただいて、保健福祉計画の見直しという形で、計画素案を取りまとめたところでございます。これにつきましては、先月の 10 日に作成懇談会を開催させていただいております。合わせて 2 の (2) のタウンミーティングの開催ということで、現在までに 29 回、全部で 30 回、もう 1 回残っているんですが、各地でタウンミーティングを実施して、様々なご意見をいただいております。

3 番目の「今後の予定」ということで、この計画素案をもとに、まず市町村や関係団体の方からご意見をいただく、更にはこうした専門的な会からのご意見、また、パブリックコメント、県民からのご意見等踏まえながら来年の 3 月には計画案をまとめ、実施していきたいと考えている予定でございます。

次に、資料 1 中の A3 の大きい資料をご覧いただきたいと思います。「千葉県高齢者保健福祉計画の見直しについて」という資料です。先程部会長からも、感想も含めてお話いただいておりますが、今までの 10 回の中で、特に議論をしていただいた項目というのが 4 点ございます。それが左側に太枠で書いてあります 4 点ということです。

一つが様々な人たちが高齢者を見守り支えていく地域の実現が必要ではないか。その中で委員の方々から、見守りネットワークづくりとか居場所づくり、高齢者サロンみたいなところが必要ではないかというご意見がありました。

二つ目の点としては、権利を守るための仕組みの強化ということで、特に平成 18 年の制度改正でできた市町村の地域包括支援センター、これがキーポイントになるんじゃないかというご意見です。

三つ目として、人材の関係で資質向上ということもかなり議論されましたが、その前段としてまず確保をしていかなきゃいけないということで、委員の皆さんから最近マスコミ等のイメージで、介護職は重労働・低賃金というイメージが定着していること、そういうこともなんとかしないといけないだろう。それから、実際に働いている人が生活していけるような賃金体系になる必要があるだろう。そういうご意見等いただいております。

四つ目が、特に認知症になっても安心して暮らせる地域の実現ということで、認知症の問題をこれから重点的にやっつけていこうということです。その中でも特に若年性、若い人の認知症の対策も進めていくべきじゃないかという意見、更には○の1番下にありますように、基本方向ということで、現在の計画が6本ありますが、その中の一つの大きな柱にしていくべきだというご意見、そういうご意見がございました。

今回の素案は、こうした議論を踏まえまして、右側の資料ですけれども、今の計画の施策の基本方向、そういう大きい柱とか、その中の項目立てに追加などを行って、つくり上げています。

特にその中で主なものとしては、3番目の高齢者が介護や支援を必要になっても、個人の尊厳を保ちながら安心して暮らしていくことができる地域づくりという中で、新たに総合相談体制の充実とか、高齢者虐待防止対策の充実とか、権利擁護の推進、こういう項目を新たに立てまして、これについて重点的にやっつけていきたいと素案ではなっています。

後でご説明しますが、別冊のちょっと厚い素案の中の44ページから45ページあたりに、新たに付け加えさせていただいておりますし、内容的には先程申し上げた地域包括支援センターとか、県がやっている中核地域生活支援センターというのもございます。そういうものを推進していくべきだとか、権利擁護では後見支援センターを設置促進していくべきだと、そういうものを今回提案されております。

次の4番目、人材の関係でございますが、アンダーラインのところは今回換えたところで、現在の計画では専門職の養成の支援をしていこうという書き方をしていますが、今回については、人材確保は緊急かつ重大な課題であるというように置きまして、養成だけでなく確保・資質向上、そういうものを支援していくと換えてあります。项目的には新しい項目として、保健・医療・福祉に携わる人材の確保、等という項目を付け加えました。

それについては、先程部会長からヤングオールド層、高齢者の中でも若い人たちを介護の現場に持ってきたらどうかというご意見はありますが、なかなかそれをどうやって現実に結びつけていくかというのが、これからの課題になります。一応意見としてはそういうこともやっていったり、資格を持っている人を再度現場の方に再就職するような支援をしたりということ、ここで位置付けています。これは素案の48ページ等に載せています。

6番目の「認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます」ということで、この6番目が今回新たに加えた柱として、その中にはここに書いてあります医療との連携とか、相談体制の整備、若年性対策の推進、等を全部新しく項目を置きまして、これにつきましては、素案の59ページから60ページ等に載せています。そういうものを打ち出してやっている。今回の素案はこういうことでございます。

今申し上げたのが主な改正で、それ全部を一覧にしたものが次のA3の資料になっております。ここには計画策定の背景について、計画の位置付けと、計画が載っている基本理念と、今ご説明した基本方向七つを一覧に示した表になっておりますので、

一読いただければと思います。今回の見直し計画でございますが、それに基づいて資料の2という冊子の方で若干ご説明させていただきます。A4の資料2、結構厚い資料でございます。

資料2の計画素案ということで、この資料につきまして簡単にご説明しますと、最初に開きますと、1ページ・2ページに目次が出てきております。先程も部会長からご説明がありましたように、今回は現計画を基本にして、それを一部見直していくということでございまして、1ページ・2ページの目次につきましては、ほとんど現在の計画と同じような構成になっております。

それで現計画に基づいて、先程申し上げた2ページ目の右側の6番で、認知症になっても、安心して暮らせる地域づくり、これは今回新しく項目の中に入っているということになります。

次に1枚めくっていただいて、3ページ・4ページ、「計画の策定に向けて」ということで、計画策定の背景について載せています。これにつきましては、まだ現時点の表現ということで、最終的に3月に策定する時には若干変わっていきませんが、高齢者保健福祉計画をめぐる状況ということを、ここで説明しています。

少し飛ばしまして、7ページを見ていただきたいと思います。7ページにつきましては、「高齢者保健福祉圏域」ということで、計画の圏域を定めております。基本的に高齢者保健福祉計画の圏域につきましては、医療計画の二次保健医療圏と同じく設定して進めております。

そして、保健医療計画が今年度4月に圏域が変わっています。それに合わせてこちらの圏域も変えています。具体的には、以前は印旛・山武・長生という括りだったものが、印旛が独立し、それから、長生・夷隅の方に山武が入りました。そういう圏域になっております。

1枚めくっていただいて10ページですけれども、ここから32ページまでは、基本的に高齢者の現状等の数字的なデータ集になっております。これについては、現在の計画を修正して、新しい数字に置き換えさせていただきます。

次の33ページ、「計画の基本的な考え方」ということで、基本理念につきましては、「このまちでずっと暮らし続けるために、もっと住みやすいまちにしたい」ということで、現在の計画と同じ理念を掲げております。右側の基本方向ということで、先程も説明しましたように、現在の計画では6本の柱になっていますが、今回6番目の認知症を1本加えまして、7本の柱とさせていただきます。

36ページから63ページまでが、「施策の推進方策」ということで、個々の柱に沿って具体的な考え方、そういうものも踏まえて、先程も説明いたしました主な改正等も、この部分でございます。その他にも実質的にも、現状を踏まえて修正している部分があります。

これについては、現在素案という形でこんな状況になっていますが、最終的にはこの中身に具体的な県がやる事業を、それぞれこの中に追加して、つくっていきたいと考えてところです。ざっとでしたけれども、素案ということでご説明させていただきます。

きました。

今後は先程言ったように、具体的な事業をここに載せていくとともに、ご覧いただければ分かると思いますが、まだかなり空欄のところがいっぱいございます。そういう空欄の部分埋める、特に介護保険関係の次期計画、その部分等を今後埋めていくながら、最終的な計画としていきたいと思っております。

以上でちょっと飛ばしましたが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(林会長)

どうもありがとうございました。ただいま「次期高齢者保健福祉計画の素案について」、事務局の方よりご説明をしていただきました。これにつきまして皆さんから、ご意見等がございましたら、お寄せいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(野老委員)

異議なし。

(林会長)

野老さんの方から、異議なしという言葉いただきました。かなり膨大な資料でありますので。

(野老委員)

ご苦労様と申し上げたいです。

(林会長)

何かございませんか。

それでは、今のところ特になく、これでよろしいんじゃないかということで、この後、前回やった生涯大の件もございますが、とりあえずこの議題1につきまして、早川部会長さんの方が先程申し上げましたとおり、月1回のペースで夜遅くまで、大変熱心にやられたということで、かなり膨大な資料がよく整理されていると思います。

本委員会といたしましては、特にこれといったご意見はないということでございますので、議題1については、よろしくお願いいたしますと存じます。ありがとうございました。

ここで議題1が終了いたしましたので、高齢者保健福祉計画に関わる皆さんにつきましては、退席ということになります。ご苦労様でございました。

引き続きまして議題の2になりますが、「生涯大学の現状と課題（骨子案）」につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(里見室長)

在宅福祉推進室の里見です。よろしくお願ひいたします。

生涯大学の現状と課題の骨子案に入る前に、まず指定管理者の関係について、皆様にご報告をしたいと思ひます。資料3をご覧いただきたいと思ひます。A4サイズ2枚のものです。

生涯大学の指定管理者につきましては、今年度で指定期間が終了するため、21年度からの指定管理者候補者について、生涯大学の審査専門分科会及び健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会の選定を受けまして、現在の指定管理者であります株式会社ハリマビシステムを候補者に決定いたしました。

現在、地方自治法第244条の2の規定によりまして、この12月県議会に、指定管理者の指定案を提出しているところです。次期指定期間としましては、平成21年度から23年度までの3年間、指定管理者候補者は株式会社ハリマビシステムです。ハリマビシステム以外に応募した団体は、社団法人長寿社会文化協会の1団体でした。

選定の理由といたしましては、安定した管理能力に優れている点ということが、高く委員の皆様へ評価されました。選定までのスケジュール等が5番に記してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。2ページ目には、各選定委員会の委員の皆様を記しておりますので、ご覧いただければと思ひます。

皆様へここで話しておきたいのは、今年度の当初、管理者を継続して大学校の見直しを踏まえて、改めて指定管理者を募集する方法等を検討したところですが、指定管理者制度の趣旨から、今回も公募によるべきという結論になりました。そして公募する以上は、事業者の職員確保などの面からも、指定期間は少なくとも1番短い3年ということになり、その間に、この生涯大学校の見直しを行っていくということになったものでございます。

こうしたことから、当分科会の今後のスケジュールについては、事務局としまして今年度内に、きょう皆様へお示しします、生涯大学の現状と課題をしっかりとものにするために、もう1回開催して、それから来年度に3回程度開催しまして、生涯大学の在り方についての答申をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは生涯大学の現状と課題、骨子案についてご説明をしたいと思ひます。資料の4をご覧ください。まず事業内容についてです。

3月の分科会で、かなり皆様へ生涯大学校について説明しましたが、時期も経ってしまいまして、また20年度ということなので、改めて現状についてご説明をしたいと思っております。

まず概要ですが、生涯大学校は、高齢者の自己啓発と社会的活動への参加による生きがいづくりを目的としまして昭和50年に開校し、現在は5学園6校舎を有しております。5学園6校舎につきましては、皆さんへお配りしたピンクのパンフレットがあると思ひます。千葉県生涯大学校の学校案内というものです。

その1番の表紙に、5学園6校舎の位置が◎で示してあります。学園の本校舎とは

別の離れたところに、園芸科とか陶芸科の教室につきましては○で記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

生涯大学の課程についてですが、通学制の一般課程と専攻課程、通信制の通信課程の3課程があります。修業年限は各課程とも2年とします。定員については、参考1の分厚い資料がありますが、参考1の1ページをお開きください。生涯大学の学生数が載っていると思います。

一般課程は、1学年の定員が網掛けで1番下に1,435と書いてありますが、これは1学年の定員なので、2学年にしますと2,870名、それから専攻課程が1,430名、合計4,300名となっております。この4月1日現在の2学年合わせた学生数が、一般課程が2,260名、専攻課程が1,152名、合計が3,412名で、この学生数は全国的にも最大規模を誇っております。

なお、通信課程につきましては、定員が2学年合わせると1,000名になりますが、平成20年4月1日現在の2学年合わせた学生数は43名ということで、低迷状態が続いております。一般課程における応募者の減少というものが続いておりまして、地方の学園で一部学科の定員割れが続いております。

また、団塊世代の高齢化に伴う高齢者の急増ですとか、高齢者の意識、行動の多様化、それからカルチャーセンターの台頭、市町村の生涯学習活動の充実など、生涯大学を取り巻く社会環境は、大変大きく変化をしております。この辺につきましては、参考2の方にカルチャーセンターですとか、生涯学習活動ですとか、その辺の資料は載せてありますので、ご覧いただければと思います。

(2)の一般課程についてですが、通学は週1日で、学習時間は4時間です。科目につきましては、福祉・生活・園芸・陶芸の4科体制をとっております。昭和50年の開校以来、大した見直しは実施されておられません。

参考1の1ページをご覧いただきたいと思うんですけど、右下に学科別集計があります。これが学科別の各定員と学生数になっております。福祉科が980名、生活科が560名、園芸科が980名、陶芸科が350名、合計2,870名で、平成20年4月1日現在の2学年合わせた学生数は、福祉科が570名、生活科が526名、園芸科が801名、陶芸科が363名の合計2,260名です。学生数でいうと、園芸科が801ですから1番多くて、次が福祉科、生活科、陶芸科という順番になります。

続きまして資料4の2ページ目に移ります。参考資料の方は隣の2ページをご覧ください。平成20年度 生涯大学の応募倍率、下にちょっと図解がされていますが、各科の科目の状況ですが、1番下に合計ということで、まず、福祉科は1クラス定員が70名となっております。定員が多いので、最も応募倍率が低いという科目でございます。

平成20年度の全学園合計の応募倍率は、ご覧いただくとお分かりのように、福祉科は0.62倍となっております。平成20年度からは、全学園・全校舎において、定員割れという状況になりました。また、この70名という定員では、座学中心とならざるを得ず、実習等が十分に実施されていないという状況があります。

それから生活科、これは1クラス定員が30名、または35名ですが、陶芸科について人気のある科目で、平成20年度の全学園合計の応募倍率は1.55倍です。ただ、東総・南房学園では、定員割れという状況になっています。東総が0.9倍、南房は0.57倍となっております。

園芸科ですが、これは1クラス定員70名です。平成20年度の全学園合計の応募倍率は1.03倍で、南房学園以外は各学園とも、ほぼ定員並みの応募状況となっております。

次に陶芸科ですが、これは1クラスで25名、窯の状態とかでこれ以上は増やすことができません。各学園1クラスが25名、定員が少ないということもありますが、最も応募倍率が高い科目で、平成20年度の全学園合計の応募倍率は、2.46倍となっております。最も倍率の高い東葛飾学園では、年々減少してはいるものの、いまだ4倍を超える状況にあります。

次の3ページをご覧ください。網掛けでご覧になりにくくて申し訳ありませんが、この網掛けをしてあるところが、定員以下のところになります。一般課程4科合計の応募者は平成10年、右から4番目ですが、下に合計が書いてありますが3,050名、この時がピークです。

平成10年の3,050名をピークに減少しまして、平成20年度は1,673名と、ピーク時の約半数となっております。ただ、東総・外房・南房の3学園では、この平成20年度から、卒業科目以外の科の再入学を認めたということもあまして、東総・外房・南房については、前年度より応募者が増えております。

5ページの折れ線グラフをご覧くださいとお分かりのように、平成10年が一番ピークなので、一番左側を平成10年にしてあります。

平成15年度に授業料を有料化しました。その15年度以降に、やはり減少の幅が大きくなっています。一番上の△が東葛飾学園、○が京葉学園、後の三つは東総・外房・南房学園です。東総・外房・南房に比べると、京葉と東葛の方の減少が大きくなっています。

続きまして、専攻課程についてご説明します。隣の6ページに、専攻課程の応募者状況が載っています。専攻課程は、通学は一般課程の半分で、隔週1日になります。時間は同じ4時間です。昭和55年にまず京葉学園に社会専攻科・園芸専攻科・陶芸専攻科の3科ができました。

平成5年に東葛飾学園にも同様に、同じ社会・園芸・陶芸の3科ができました。それから平成18年、わりと最近です。東総・外房・南房学園に、陶芸専攻科のみが設置されております。6ページをご覧くださいとお分かりのように、専攻課程は、京葉学園の社会専攻科を除きまして、定員を超えているような状況になっています。

資料4の3ページに入ります。各学園の状況です。資料としましては、参考1の先程の3ページ、網掛けのたくさんある細かい表をご覧ください。年度別応募者の状況の一般課程ですが、京葉学園は福祉科・生活科・園芸科・陶芸科4科あります。全部で330名の定員です。京葉学園は平成10年、1,002名がピークです。1,002名をピーク

クに、一般課程の応募者数は減少しておりまして、平成 20 年度は 446 名と、ピーク時の半数を切っております。隣の 4 ページをご覧ください。平成 19 年度から福祉科は、定員割れの状況となっております。ただ、陶芸科は 2.4 倍、生活科は 1.7 倍、園芸科は定員並みの応募状況となっております。

続きまして、東葛飾学園の浅間台校舎ですが、ここは福祉科と生活科と園芸科の 3 科になります。陶芸科は浅間台校舎にはありません。浅間台校舎のピークは、やはり平成 10 年度の 707 名です。一般課程の応募者が減少しまして、20 年度は 286 名と、ピーク時の約 4 割となっております。福祉科は平成 19 年度から定員割れですけれども、生活科は 2.3 倍、園芸科は 1.1 倍の応募状況となっております。

同じ東葛飾学園の江戸川台校舎ですけれども、こちらには福祉科・生活科・陶芸科がございます。こちらは園芸科がなくて、陶芸科です。平成 15 年度の 717 名がピークでその後減少しています。平成 20 年度は 479 名と、ピーク時の約 7 割となっております。平成 20 年度に、福祉科が当校で初めて定員割れになりました。しかし、他の科目においては、生活科が 1.7 倍、陶芸科については 4 倍と、相変らず高い倍率を示しております。

次に東総学園ですが、福祉・生活・園芸・陶芸の 4 科あります。平成 15 年度から平成 19 年度までは、網掛けの状態で、全科において定員割れの状況でしたが、平成 20 年度、先程もお話しましたけれども、卒業科目以外の科の入学を認めたことによりまして、応募者数は 166 名と、平成 19 年度の 106 名から増加をして、園芸科及び陶芸科で応募者数が定員を超えております。

外房学園ですが、福祉科・園芸科において、ほぼ定員割れの状況でした。平成 20 年度は、福祉科以外の生活科・園芸科・陶芸科で応募者数が定員を超えております。

南房学園につきましては、多少は増えましたけれども、陶芸科以外の福祉科・生活科・園芸科は、ずっと定員割れの状況が続いたままとなっております。特に福祉科が 10 名に満たない年も見受けられ、深刻な状況となっております。

参考 1 の資料の 7 ページ、平成 17 年国勢調査よりの真ん中の表をご覧ください。網掛けになっているところをご覧くださいなのですが、京葉・東葛飾学園の管轄地域における高齢者の就業状況は、約 7 割を第 3 次産業従事者が占めておりまして、第 1 次産業従事者は 1 割にも達しておりません。

一方、東総・外房・南房学園の管轄地域における高齢者の就業状況は、農林漁業の第 1 次産業従事者が最も多く、ほぼ半数を占めております。このように各学園によって、大きな地域の差があるということになっていると思います。

次に卒業生の活動状況についてですが、資料の 8 ページに年度別・課程別卒業生数というのが載っております。その合計欄の一番下をご覧くださいと、生涯大学の卒業生は、33 年にわたってすでに 42,566 名と、4 万人を超えております。

その中で、こちらが把握できている卒業生の活動としましては、9 ページと 10 ページ、京葉・東総・外房・南房学園の卒業生約 500 名による親睦学習会という、卒業生の団体の活動です。こちらは年間 7,000 円の会費で、皆さんがお金を出し合って、

月に1回千葉市内で学習活動を実施しております。10ページの表が1年間の平成19年度の学習内容で、このようなことをやっています。

11ページ・12ページ、こちらが東葛飾学園の卒業生約600名によります、「柏シルバー大学院」というところの活動になります。こちらは大体月2回、12ページに記されているような学習活動を、自主的にやっています。

ただ、4万人の卒業生が、どのように社会的活動に参加しているのかということでは、まだ十分把握できていない、というのが現状になっております。今までの事業内容等に関する課題として、こちらからは三つ挙げさせていただきました。

一つ目としましては、各学園の地域の特性を考慮するとともに、時代や高齢者のニーズ、及び有料化に見合った魅力ある内容とするため、科目、定員、カリキュラム、開校時間、講師などについて検討が必要です。また、講義内容の評価及びニーズの把握が必要です。

二つ目の課題としましては、卒業生（団体）・市町村・社会福祉協議会・老人クラブ・NPO・ボランティア団体・大学等地域の関係機関・団体との連携を強化し、講師、社会活動などの実習の場、卒業後の社会活動の参加の場などへの活用を検討する必要があります。

課題の三つ目としましては、開校から30年以上が経過した今、県が生涯大学校を運営する意義と、将来を見据えたあり方について見直し、明確にしていく必要があります。

次に、2番の各学園の本校舎の活用についてご説明いたします。資料は13ページをご覧ください。生涯大学校の学園別教室の利用状況、ここでは本校舎の活用状況について、検討をしたいと思っております。本校舎のところをご覧ください。

京葉学園は週の6日間を一般課程、及び専攻課程の講義で、金曜日の1日をクラブ活動で使用しております。講義終了後、講義は15時までですので、15時から17時までは、時々学生がいろんな打ち合わせに使ったりなどしておりますけど、原則使用されてはおりません。

東葛飾学園浅間台校舎ですが、木曜日と金曜日にしか入っておりません。ここは専用校舎ではなくて、松戸市総合福祉会館の会議室をお借りしてやっています。毎週木・金をお借りしまして、木・金の2日間を一般課程の講義を実施しております。クラブ活動が講義を終わった後、15時15分から16時30分までを使用しております。

その下の江戸川台校舎ですが、週の7日間目いっぱい、すべてを一般課程、及び専攻課程などの講義で使用しているため、クラブ活動につきましては、週3日、火曜日・木曜日・金曜日に、講義終了後の15時15分から16時30分までを、クラブ活動に使用しております。

隣の14ページですが、東総・外房・南房学園の状況です。ご覧いただくと、火・水の2日間のみを一般課程、福祉・生活科の講義に使用している他、東総と外房学園はその他の1日を、東総学園は月曜日、外房学園は金曜日をクラブ活動に使用しております。南房学園はクラブ活動があるものの、本校舎を使用しておりません。

各学園とも講義終了後の15時から17時までは使用されておられません。東総・外房・南房学園ともご覧いただくと、施設開校という曜日が週1日設けております。これは主に生涯大学の卒業生が今使っている状況です。

本校舎の活用について、課題を一つ挙げさせていただきます。本校舎の教室の休校日や、休校時間などの利活用の方法について、地元市町村・社会福祉協議会・老人クラブ・NPO・ボランティア団体など、地域の各機関・団体などと連携し、検討する必要があります。なお、本校舎以外の校舎、園芸科の活用についても検討する必要があります。

資料4の6ページ、3として通信課程です。通信課程は昭和50年に開校した時に、生涯大学校、当時は老人大学校と言いましたけど、千葉市に設置されておりましたので、県内の各地域の学習の機会均等を図るということで、一般課程と合わせて通信課程が、昭和50年から設置されております。テキストに基づく自宅学習と、年数回の通学を行っています。

当初、応募者が多かったため、資料の15ページに通信課程を網掛けしておきましたけど、応募者のところを見ていただきますと、当初は定員が320名だったんですけど、697名の応募があります。

昭和52年には、定員を1学年320名から500名に増員しましたが、翌年の昭和53年には、各地域に5学園が設置されました。その後、放送大学等の実施ですとか、市町村の生涯学習活動の充実などもありまして、学生数は昭和52年をピークに、年々減少をしております。現在は2学年合わせて、43名という現状になっております。科目は福祉生活科のみです。

通信課程の課題としまして、昭和50年度開講当初は、通信課程へのニーズが高かったが、各地域に学園が設置されたこと、放送大学などの整備が図られたことなどにより、通信課程について、検討する必要があります

最後になりますが、4の管理運営経費についてです。先程もお話しましたように、この生涯大学校は、平成18年度から株式会社ハリマビシステムが指定管理者となって、管理・運営を行っております。資料としては16ページ、生涯大学校の収支状況と、下に学園別職員数というのが載せてあります。ハリマビシステムでは、職員体制ですとか、カリキュラムの編成などは原則、前委託先の財団法人千葉県福祉ふれあい財団を踏襲しております。

生涯大学校の管理運営経費は、平成19年度の実績のところをご覧いただきたいんですが、合計で3億4千8百万円となっております。その内訳ですが、資料の17ページをご覧いただきたいと思います。一番上に、千葉県生涯大学の人件費と管理費と事業費、うち報償費、合計というふうに記してありますが、人件費が約2億2百万円、割合として58%、管理費は4千万円で11%、事業費は約1億7百万円で31%となっております。

下に栃木県と埼玉県のこちらの方で紹介しました人件費、運営経費についての表が載せてありますので、ご覧いただきたいと思いますが、他県の同様の事業と比べると、

人件費の割合が高く、事業費の割合が低くなっています。例えば栃木県ですと、人件費が48%で事業費が40.5%、埼玉県は人件費が51.2%で事業費が38%、千葉県はそれと比べると、人件費が58%、事業費が30.6%と人件費の割合が高くなっております。

この人件費ですが、千葉県の生涯大学校の場合は、横に支出の内容ということで、説明書きを入れさせていただきました。内訳としては、事務職員22名と、園芸科の講師11名と、陶芸科の講師15名がこの人件費の中には含まれております。他の日々雇用とかは事業費の賃金というところに、報償費というのは外部講師の謝礼になりますが事業費に入っております。

その一番下に、職員の人件費の比較として、千葉県と栃木県と埼玉県とで、人件費についての該当する職員数で割った数が、一番右側に出してあります。千葉県が420万7千円、栃木が443万7千円、埼玉が428万円とあまり変わりはありません。ただ、千葉県の場合は、この48人のうち、全てが常勤の職員ではありません。週3日の方ですとか、週4日の勤務体制の職員も含んでいます。そういった意味では、少し高いのかなという気もいたします。

18ページをご覧いただきたいのですが、一番下のところに定員一人当たりの経費という他県の状況が載っております。各県の高齢者大学校等の中で、定員一人当たりの経費を比較しますと、千葉県は約8万円で、全国的にも高くなっております。

以上管理運営経費の課題としまして、生涯大学校の管理運営経費について、学生一人当たりの経費が比較的高くかかっており、また、管理運営経費に占める人件費の割合が多いことから、効率的な運営について検討する必要があります。このように課題を6点挙げさせていただきました。ご検討いただきます。

(林会長)

ありがとうございました。生涯大学校の件につきましては、今年の5月14日に第1回ということで、こちらでやらせていただきました。当時の議事録が皆さんに配られていますか。改めて持ってきましたが27ページに及びます。あの時は10時から始まり2時間、12時5分まで皆さんから大変活発なご意見をたくさんいただいて、すべて議事録に載っております。

事務局からお話がありましたように、5月にやりまして、だいぶ時間が経っておりますので、改めて生涯大学校の現状について、今ご説明をいただいたところでございます。皆さんからいろいろご意見をいただきたいと思いますが、まず説明していただいた中で質問等が先にございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(早川委員)

これ(指定管理者の指定)は12月の議会で通ったんですか。

(飯田課長)

裁決が明日あります。まだ現在進行形です。

(早川委員)

指定管理者の利益というのは、どこにあるのですか。やっても儲からないのですか。これを見ると利益はないですね。収入と払いがぴったり同じです。要するに儲からない。

(里見室長)

儲からないということはないです。

(早川委員)

だって収支0になっていますよ。その辺は隠し続けるということですか。言い方はおかしいですけど、収入と支出がぴったり同じで、その他は何もないのだから儲からないってことで、ただ働きということになるんですね。そういう理解でいいですか。

(里見室長)

管理経費の中に含まれています。

(早川委員)

入っているのですね。そういうのははっきりしてください。それから先生の数とかは、指定管理の条件の中に入っていますか。9人雇いますと行って、6人雇って3人浮かしていいわけ。

(里見室長)

特に条件は入っていないです。

(早川委員)

一般的な指定管理の問題は、積み上げて行ってこれだけかかるとやっていったら、指定管理者制度をとらなくたって、県がやったって同じじゃないですか。

(飯田課長)

その辺については、今、議会でもかなりご指摘をいただきました。要するに、今まで県が委託したものと全く同じだったら、指定管理の意味がないだろうと。指定管理というのは、利用者の利便の向上と、経費削減というのが目標だということで、指定管理についても、そういうことで考えていくべきじゃないかというご指摘は、議会の方からもいただいているところでございます。

(早川委員)

余分なことを言ってしまうと。今日こちらの会長さんが来ていたら大変申し訳ないけど、何のために指定管理をやるかということの認識が必要だと思うのです。意見ですから、お答えになる必要はありません。

(林会長)

ありがとうございました。ではどうぞ。

(野老委員)

まず、最初をお願いしたいことがございます。生涯学習はご存知のように、1991年に国際連合が議決をして、国際高齢者のための5原則というのをつくってくれた4番目にあります。3番目の介護保険と同じように、99年には世界高齢者の年で1年限であるならば、この5原則は必ず通さなければならないという形の中で、生涯教育ができた経緯があります。

そして私の知っている範囲で、関東近県の各地区で言いますと、千葉県は1番多くの予算を出してやっていただけということで、大変感謝しております。お願いしたいことは、カリキュラムにつきまして、若干生きた学問を一つ取り入れてもらいたいと思うんです。

一つは、5原則は少なくとも厚生労働省が1999年に県庁を通じて、市町村まで配った大変貴重な我々の権利義務に対する一つの指標ですので、これは取り入れてもらいたいと思います。

もう1点は私たちの教育、忠君愛国、教育勅語の教育を受けた人たちが、まだおそらく過半数はその人たちがいると思っております。だから新しい教育でなぜ変わったのか、どこが変わったのか、大まかな形の中で、例えば自虐制度がなくなりましたね。そして国史の見方も変わりましたね。これは男女参画基本法にも関連しておりますけど、このことは前の教育を受けた人を再教育という意味を含めて、私はカリキュラムの中に入れていただければありがたいと思います。

もう一つ、兵庫県は老人クラブが全体で40%加入している、ほとんどの人ですよ。体の弱い人も多いですから、40%・50%というとほとんど全員に近いです。私は国内でも老人クラブを法律でつくって法律で組織され、市町村がそれぞれの一定の指導と補助金をいただいてやっているわけですから、このことを踏まえたと、50%ある時に生涯教育の中に、これが有るか無いかで決まるのですよ。

例えば八日市場は、日本で初めて老人クラブをつくったところですよ。市町村役場の補助金を見ますと、本当のことをいうと、55の市町村の中で尻から2番目です。それでも加入率ではまだ50%あります。それは自分で大学をつくって、大学の中で今日もそうですよ。大学の中で老人クラブの幹部養成という意向があります。

今日皆さんにお願いしたのは、別にこれをというので課長からさっき会長を受けまして、大変皆さんの努力にも感謝しておりますけど、また新たに発表させていただきました。ただひとつお願いがあります。皆さん聞いてください。55の市町村の中

で、老人クラブに対してどんな態度をとっているかということは、市町村長によって証明されるわけです。

市町村長が全部自由裁量権で、これだけのお金の補助をあげますということを決めるわけです。そういう 55 の中でどのくらいの格差があると思いますか。私は皆さんに知っておいていただきたいと思います。

単位老人クラブ、一つの老人クラブに対して、いくら出さなければいけないという対象が国の規則で決まっていたのですが、今は規則ではなくて、3,880円×12月という形で、最低基準が示されています。それでも何倍格差があるか、皆さんご存知でしょうか。率直に申し上げますと、55の最低と最高が、100倍以上違います。

1番少ないのは、1年間に1万2千円、1番多いところは、1年間に18万いくのです。実に百何十倍という単位の市町村の格差のある中で、私どもはこれから福祉の問題を市町村に協力してもらわないといけない立場でございますので、そういうことを理解していただいて図っていただければ、非常にありがたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

(早川委員)

すみません、さっき言い忘れて、要するにこの収支の予算は、一定の生徒数を想定して組み上がっているわけです。ですから、更にたくさん指定管理者が生徒を集めたら、それは指定管理者の収入が増えるというインセンティブを与えていくということが指定管理者制度だと思うんです。

(高橋委員)

今これを見せていただいて、特に顕著なのが福祉科の希望が少ないです。これは県がこういうふうを考えていらっしゃるということはあるのですか。福祉科がきちっと人数をクリアすれば、勉強なさるという形で、かなり利用者があるんじゃないでしょうか。見る限りにおいては、どこの学園も福祉科の倍率が著しく少ないですね。これは最近のことです。やはり内容的に問題があるのかなというところもあるのです。

私どもも伺っていて、3級のホームヘルパーの養成を使っていると思いますが、この内容が皆さんの希望する内容と、ちょっと合わないのかなというところがあるのかなとも思います。60才以上の方で、福祉の勉強をしたいという方が、必ずしも3級のホームヘルパーになりたいという方のニーズと、合っていないのではないかとこのところがあるのです。

今年も八千代の方で、卒業生の方たちのお集まりのところに、お招きいただいたことがあります。何年もの卒業生が集まって、非常に活発に勉強なさっているんですよ。この中でシルバー大学院というのがあって、この内容を見ると、1年間を通しておもしろい内容で、皆さん自主的に勉強なさっていますよね。

そういう集まりが、卒業生でいっぱいできているのです。これは生涯大学校の効果だと思います。それを何年も続けて、皆さん元気でいらっしゃるということは、非常

に有意義なことであるのです。ですから、ここでは福祉科が本当に内容別に皆さんのニーズ、福祉をしたいということのそういうものになってない、という問題でないのかなと思います。

勉強するということはすごく大事なことで、そういう場があるということは非常に大事なことなので、集まらないとか収支が合わないとか、だから減らしてしまうとかなくしてしまうとか、そういう形にならないように、持って行っていただきたいと思うんです。もうちょっといろんな工夫をして、ものすごく健康ですとか介護については、皆さん求めていらっしゃると思うことがあります。それに多分内容が合っていないのかなと思います。

(里見室長)

このカリキュラムの特に福祉科については、先程ちょっと言いましたけど、70名という定員が多いと、実習をやるにしても、実際にグループにしてやるにしても、とてもやり辛いというお話も学園から聞いています。

福祉科受講の方は、もっと実習をしたいという希望もあるので、そういう実習を中心に、地域活動に結びつくようなものにするには、もっと定員を小さくして、実習がいっぱいできるような形にした方が、生涯大学校の目的である地域活動、というところにも結びつくのかなと思っていて、カリキュラムの中身については、他県とも比較しながらいいものにしていきたいと思います。

(高橋委員)

これからの受講生の方が生きた勉強になるような、そのものであれば全くニーズがないわけじゃなくて、知りたいというところはあると思います。

(早川委員)

その問題は、春でも議論した記憶があるんです。福祉がなぜ少ないのかということ、記録を見ていただければ分かると思います。実習とかに行けないから、減らしたというのはいかがなものかだと思いますよ。問題は、そういうニーズがあるかどうかということであって、あればそれを広げたってやるべきだし、なければ減らしたってかまわない。

もう一つは、指定管理者に対して、特に福祉の生徒さんをもっと集めてくださいという条件をつけてもいいわけですね。今、お話になったカリキュラムの内容を見直していくとか、いろんな工夫をしていけば、福祉の人材だってある程度増えるでしょう。

(野老委員)

アメリカの選挙を見て、みんな私たちは死ぬまで現役を心がけていますから。

(高橋委員)

今後の高齢者の生涯現役のボランティアを養成するという意味では、大切な人材の皆さんかなと思います。

(野老委員)

その教育にプラスになるようにお願いします。

(高橋委員)

そうですね。それはそのとおりですね。

(林会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(岩田委員)

今の話に関連するのですが、このデータは過去6年分の推移の中でできていますよね。始まって以来全く定員に満たない、中には0というのがあります。70人の定員に対して0、こういうことがあったことに対して、1回か2回でも定員に達したり、問題は定員の枠にあったのか、それともこの科目に対して魅力がなかったのか、そういう地域性があって理解されないで集められなかったのか、要因はいっぱいあると思うんです。

それを引きずってきた。これをもし同じ科目で指定管理者ということになって、果たして指定管理者が地域性とかいろんな問題を引きずったまま、そのとおりにやりなさいということになると、都市型の方は時間もあるし、また学ぼうという意識も非常に高いけれど、どっちかという郡部と言いますか、かつての千葉県でも都心から離れたところに行くと、こういう要因が生まれてくる。

例えば、前もお話しましたが、園芸というのは別に園芸を学ばなくても、実際には周りでそういう仕事をしていますから、どなたかに聞いたり、そういうことをしているうちに、植木屋に近いほどセミプロくらいことは大体分かる。作物を作ることに関しても、自分のうちに畑くらいは少しは持っているとか、そういう方たちが結構いる地域と、全く今までそういう経験がなかった人たちということで、今の科目なんかははっきり分かれていくんじゃないのかなと思うんですね。

対策というのは、ニーズをとらえたか、とらえないかで決まっていくわけですから、その辺りを金太郎飴みたいに、千葉県が全科全部そういう体制で、人数もそういうふうに持っていくという、ここは多くしようか、ここは少なくしようかという考え方というのは、十分できたのではないのかなと。

これから指定管理者の制度に移るということですから、その辺を十分加味して、いろんな中で調べられるものは調査をし、またデータの的にも分かりにくいことがあれば、調査の方法もあるだろうし、指定管理者そのものと協議をしながら進めないといけな

い。このままの体制でずっと引き続いていくということになれば、その制度を変えただけで、単なる中身は全然変わらなかったということになりはしないのかなと思います。

その辺も含めて、この中身に対しても、ただ数字的に何パーセントということではなくて、もっと臨機応変に、今度は指定管理者に移行するわけですから、その辺も十分協議をして、進めたらいかがかと思います。

(早川委員)

1の概要で生涯大学校はというのは、春、配ったのと同じですか。ちょっと違うんじゃないですか。自己啓発と社会的活動への参加、これでしたっけ、春の資料は違ったんじゃないかな。今出ているお話では、生涯大学校というのがカルチャースクールになっているんです。これはある程度議論しましたけど。やっぱり社会的活動へということがポイントになってくれば、福祉科に対してもっと生徒を集めてくれとか、こういう条件をつけて指定管理制度をやると。そうしないと福祉は70分の0になっちゃうと思いますね。

(岩田委員)

理解度とっては大変失礼なのですが、その考え方が浸透できたかできないかも、大きな要因になってくるのではないかと思いますね。どっちかという、今地域性と申し上げましたけど、そういうものに対する構え方というか、考え方の違いも、多少地域格差と言ったら大変失礼なことになるとと思いますが、そういうものがあるのではないのかという気がしますね。

それから互助制度と言いますか、お互い様という精神、連携プレーは、逆に70・0というところの方が強い。そういう要因も結構あるのかなという考えなんです。枠が70でいいのかというのも、かなり問題があるという気がしますね。同じようにどこでもその人数でいくというのは。

(清水委員)

福祉科関連がだいぶ出ていますけど、老人自体の意識の問題があると思いますね。俺はもうたくさんだ、さんざんやってきたよ、これ以上何をすると。しかし反面行政の方で考えているのは、高齢化社会なので、老人も今までは担われていたけれど、今度は担い手になってもらわなきゃ困ると、両面の期待があると思いますね。その辺のギャップというのがあるのかな。

参加する、しないで1番大事なものは、さっき言った魅力あるカリキュラムの内容があるのですが、そういうところのPRの仕方というか、老人自体の意識の問題もありますね。福祉といえば、そういう中に参画して多少支える側になろう、という考え方があってと思うのですが、その辺のところは俺はもうたくさんだ、何回もやってきたという考え方の人も結構いると思うんですね。

その辺のギャップが、福祉科という科目を設定するについては、ボランティア的なものが、そのずれが地域によってあるのかな。ある意味ではそういうことをやらなくても、俺たちの地域はお互いにやっている。昔だったら、隣の家の米びつにお米が残っていると、その程度はお互いが・・・そういう社会であったんだけど。個人としてそういうのを理解するというのはなかなか、どうでしょうか。

戦後やっぱりいろんなことがあって、社会的には日本は福祉国家になる、今みたいに財政だけが前面に出ちゃって福祉なんかどうでもいいやじゃないけども、制度も全部つくった。そういうのが足りなくなってやり過ぎたというのか、社会が変だというのか、その中で内容が少し変わった。そういう中で、福祉というところを生涯大学の一つの大きなカリキュラムのテーマとして、どうあるべきかということは、最終的にはこのことをどう理解していくかということが大事かなということです。

ただやはり、今まで担われたものが、今度担い手になるわけですから、私個人としてはいいと考えますけど、一般がそう考えるかどうか。そういう科目があっても多分そういう理解がないから参加しません。これははっきり言いました。

私もそういう立場で長く今の会の会長をやり、私は福祉という科目を設けること自体、どうなのかなとなんとなく思います。だから参加が少ないのだろうと。もうちょっとマッチングさせるならさせる。しかし、一般の社会的な現象とか、高齢者個人としての考え方、行政の期待することと我々が定員を出すことと違ったのかな。管理者に任せると、県が多少補助金を出すだろうと思いますけど。

(林会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(岩田委員)

口が悪くて申し訳ないですが、この件につきましては、担当局が大変精査して、また新しい試みとして指定管理者でいこうという状況だという話を聞いております。私は今後の千葉県の生涯学習、高齢者の学ぶということ、学ぶことによって社会奉仕を勧める、社会の中でできる限りの自分の位置付けと言いますか、そういう形の中で奉仕の精神でがんばるというのは、大事なことだと思います。

ですから、今後改善すべきところは改善するし、大いにまた生涯大学校に期待しているところが多い。中身につきましては大賛成です。よろしくお願いします。

(小林委員)

指定管理者候補者として、ハリマビシステム以外に長寿社会文化協会、通称 WAC（ワック）が手をあげ、結局二つの団体のどちらがやるかということになったと思うんですが、ハリマビシステムが管理者として選ばれた理由として3年間の実績が強調されたとのこと。「これまでやってきたから」という意味で選んだとすれば、長寿社会文化協会は手を挙げた理由が全くないわけです。

応募に際して、千葉県生涯大学校がどういう問題を抱えているか、経営の問題だけじゃなくて、カリキュラムも含めていろいろ問題を抱えていると思います。その問題をきちっと示して、それに対して応募団体が、どういうふうにしていこうと考えているのか、応募に対する意欲を述べないと、選択の方向がとれないと思うのです。

今回もどういう問題を抱えているかということ、長寿社会文化協会にも示されて、文化協会の方から、自分の方としてはこの点はこうして、こういう人たちの意見をたくさん集めてこういうふうにしてみたいとか、意思表示はあったのでしょうか。

(里見室長)

もちろんありました。長寿さんからはいろんな提案を計画していただきました。参考になるご意見もたくさんありました。

(小林委員)

単純な質問としては、長寿社会文化協会がなぜ落とされたかということを知りたいです。

(里見室長)

長寿社会の方では、学習内容等ではかなり高い得点になったのですが、その他の職員体制ですとか、職員確保の点、それから人件費が長寿の方はかなり低かったのです。それは各学園の学園長を非常勤にするとか、そういうことがあって委員の皆様の中には、その辺が不安をすごく感じるというご意見等がありました。安定性とか確実性という点でハリマの方が選ばれたという状況です。

(早川委員)

非常勤にするというのは聞いただけでは、そっちの提案の方がいいじゃないですか。

(小林委員)

非常勤にして、少しでも経費節減をした方がいいという考え方もありますね。

(飯田課長)

ちょっとご報告しますと、指定管理者の選び方には県のルールがございまして、県の職員が今回だったら2名、外部委員が4名、外部の人が倍入った分科会で、そこで議論して決めるということになっております。今回は二つ応募がございまして、最終的な分科会の結論としましては、総合得点が上だということと、委員の多数が今のところがいいと判断されたわけです。

そういう意味でこの分科会については、例えば県の方でここがいいとかそういう指示はできません。あくまでも外部委員が入ったところで決めるという視点ですから、

内容ともう一つアピールと、そういうのも影響してくると思います。そういう点で、今回は外部委員さんも含めた分科会で、今のところがいいという結論がでたということでご理解いただきたいと思います。

(小林委員)

長寿社会文化協会を今更改めて選び直せと言っているわけではなくて、結果はこのままで納得ですけど、ただ、なぜ団体が落ちたのかという疑問は、どうしても拭えない。長寿社会文化協会は私もよく知っているものですから。

(林会長)

ありがとうございました。どうぞ。

(國生委員)

先程も早川委員からご指摘があったかと思いますが、この生涯大学校の目的が、ここで読む限りは自己啓発と社会的活動への参加による生きがづくりという、かなり個人のカルチャーに近いところにあるような気がするんですね。

せっかく千葉県高齢者保健福祉計画の施策の方向性の2に、社会経験の豊富な高齢者の増加が、地域社会の活性化の切り札になるという発想のもと、高齢者が主体的に役割を担う地域づくりを進めますと掲げているのですから、これと連動して、生涯大学の目的をこちらの方向に持っていくことで、その目的に沿った人たちを養成していく、そんな大学の転換をそろそろしないといけないのではないかと思います。

(早川委員)

私も賛成です。もちろん、そう考えていると思いますけれども。

(戸谷次長)

私はこの生涯大学校のかつて担当をしております、その時は「生きがい対策班」という名称で、今、國生委員がおっしゃられたとおり、この概要についての生きがづくりを目的としていく、そこにつながっております。

私も生きがづくりをなぜやるか、医療費削減だとそういう言い方までして、生きがづくりで生涯大学校に入っていただくということが、皆さんにとっての老後ではない、これからまた第2の人生の中のまず第1段階みたいに利用していただきたい、そういう思いがありました。

今、委員からもおっしゃられたとおり、福祉という言葉で、千葉県の社会部という部だったわけです。福祉の担当部、それこそ清水委員や林委員はよくご存知のとおり、社会部の中で福祉という施策をやってきました。そこが健康福祉部になりまして、その中の高齢者福祉課が、生涯大学校の担当としてやっているわけです。

先程、野老委員からもございました、生涯学習というのが社会教育で一つあって、

また、高齢者の関係の生きがいつくりという格好で、福祉の方で担当しているというやり方で、政策が継続してきたわけです。皆様からのご意見をいただいたとおり、これから高齢者にご活躍をいただかなければいけない時代に入っております。福祉という言葉で、福祉はあまりにも狭くなってきているのかなという印象を持ちました。

保健・医療・福祉の連動というのを千葉県は打ち出しているわけです。自分の健康は自分で守るじゃないですけど、健康県ちば宣言に早川委員もご出席していただいていますし、それこそ中村委員にも、皆様にご協力いただいているわけですが、そういう中での保健・医療・福祉というところの掲げ方を、もっと健康辺りにキーワードを移した方が、福祉というところをかなり支えるというか、面倒をみるとか、面倒みられるというカテゴリーに納まってしまうのかな。

健康というところにつなげると、皆さんもっといろいろ考えてくださる。今、健康というのがキーワードじゃないかと、そういう印象をお話を伺っていて、自分が挨拶の中で申し上げたところにつなげたいなと思いました。

(國生委員)

賛成ですが、自分の健康を維持していくということと同時に、他の人も一緒に、地域をつくっていく役割の一端を担う、という意識も持っていただけるような、そんな大学にしていただけたらいいなと思います。

(小林委員)

健康だけじゃなくて、やはり社会参加とか社会的役割とか、そういうふうじゃないかと思います。医療費削減のための生きがいとか、健康ももちろん大事ですけど、今年寄りが考えているのは、社会の一員としてどう生きていくかという、そのことだと思います。

(早川委員)

2億数千万の税金を投入するのですから。

(中村委員)

話を戻して申し訳ないですけど、指定管理者ですが、プレゼンでもやっているようなので、そこで今こういう状況なんですから、新しいご意見等、指定管理者からの提案を示されたものはありますか。特にないでしょうか。

(里見室長)

21年度からの事業についてですか、新しくハリマビシステムの方からは、環境問題が今世界的に注目されているので、環境問題についてカリキュラム等、園芸科等の中に活かして、一つ環境問題を大きなテーマとしてやっていきたいというのが、提案された点です。

(戸谷次長)

今まで総合学習というか総合でしたか、皆さんの一般教養ということで大きくとらえた中で、園芸も陶芸も勉強してきたところのものがあるわけですね。いわゆる大学だ、教養だと。そんなことがあって、その中でもいろいろなものを入れ込んでいくということも大事ですけど、こうやって科が分かれているということで、かなり手が挙がってくる時に、入り口の学科の名称というのはすごく大きいですよ。

そここのところで、福祉というところに手を挙げにくい。何をやるんだらうと、そういう点もあろうかと思えます。そこをもうちょっとアピールできるものに変えるというのは、一つの工夫だと思えます。先程私は、医療費の云々は昔の生きがい対策のことを申し上げただけでして、今、そういう思いはございません。

(早川委員)

園芸なんていうと、個人の趣味みたいに言うけど、私の入っている住まいの自治会では、リタイヤした方が、生涯大学校に行っているかどうかは分からないけど、携帯電話で電話をかけて庭の木を切ってという、さっと連絡をとって7、8人でパッパッとやります。半日500円か1000円でやります。そうするときれいになってしまう。

専門家が顔負けくらいにきちっとやります。同じ園芸科でも、リードの仕方によっては非常にいい結果になっています。

(戸谷次長)

シルバー人材センターとか。

(早川委員)

それを住民の自治会でやってしまう。

(里見室長)

指定管理者が何か新しい方向性を考えていないのかというご質問で、環境問題参加ということをお願いしましたが、その他にも地域の特性を活かしたものに对应するというので、各学園が企画する講座というのがあります。それをもう少し検討して、重点をおいてやっていきたいということ。それから、地域でNPOとかやっていたら、やる方を、講師としても活用したいという提案もありました。

先程、次長から、福祉科という名前について、私も学園長とお話をした時に、福祉科という名称が少し一歩引いてしまうんじゃないか、なんとなくとっつきにくいような感じを与えてしまうのではないか、というご意見もいただきました。名前が大事なかなと思います。

(早川委員)

さっきから厳しいことを言っていますけど、要するに指定管理者の人が、努力して工夫をすれば、利益は増えるという仕組みにしなければ指定管理者制度になりませんか。工夫したらどんどん儲けてくださいよ、その代わりデレツとしたら今度替わりますよという仕組みかと思います。

(高橋委員)

おっしゃったように、健康というのはいいキーワードになるんじゃないですかね。健康科学とか健康福祉とか、そういう健康をすごくアピールするということで、非常に興味が沸くという感じがします。

(小林委員)

管理者はここで決まるわけですけど、これからどうよくしていくかみたいな、これからの作業としてどういうことが行われていくのですか。

(里見室長)

指定管理者の方で、また事業計画とかも出てきますので、それについては県の方がよく見て、こちらの方からもいろいろな意見を言って、いいものにしていきたいと思っています。

(戸谷次長)

担当課がきちんと関わっていく。お任せというのもありますが、でも、一緒にやっていくという指定管理ですので、今日も委員の先生方からのご意見を踏まえて、きちんと共有しながらやっていくということでございます。

私の方からいう話ではないのですが、いまだにそうだと思いますが、先程、里見室長から、どうも同窓会をつくってちんまりする感じが、非常に強いと前から思っています。小林委員がおっしゃったように、地域に貢献するとか、社会貢献とか広がるんじゃないかと、学校の卒業生として固まってしまうというのは、同窓会というのはいいいことかもしれませんが、それを地域に還元する働きかけというのを、私どもは考えていかなきゃいけないと思います。

(林会長)

議長の方からお話しするのもなんでしょうけど、たまたまある生涯大学の講師に、うちの職員が何度かやっているのです。一般の講師がしゃべるだけじゃなくて、来ている方々は比較的元気な方ですが、自分たちの将来の老いを考えるというテーマの中で、紙おむつを受講生分だけ60組くらい持って行って、サービスにあげたんです。

ゆくゆくは自分たちもそういう時代が来るということを含めながら、お話をしたようであります。参加された方々が大変喜んでくださったということです。そこに来ていたいわゆる生徒さんは、昔、学校の先生をやっていたらっしゃった方で、その方はま

た教職関係のそういうグループが地域であるんですね。そこでの研修会に出てきて、同じような話をやってくれと言って、頼まれて行ったというケースもあります。

先程来、カリキュラム、プログラム、あとはそれに沿った講師、そういうものの選定も講師の選び方、内容によっては参加されている方々が魅力を感じて出てくる、あるいはそれが伝わって行って、今度は我々もその方や、今言った健康福祉という名称にした方がいいのか、それは別として、そういう魅力のある中身の濃いと言いますか、やがて自分たちの大変参考になるような中身もあるのだという、そんな PR のできるものができたらいいかなと、私は個人的には思っておりました。議長の席から話すのもなんですが、一つお話をさせていただきました。

他にどうでしょう。時間もだいぶ詰まってきましたけど、よろしいですか。おかげ様で今日も各委員から、本当に素晴らしい意見がいろいろと出ましたので、また年度内にまだあるわけですね。そういうことで前回に続きまして、今回も大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

今日のものは事務局でまとめていただきまして、次回につながればと思います。特になければ、これで閉会ということでもよろしいですか。長時間にわたり、ありがとうございました。

(永野副課長)

林会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、いろいろ貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今日のご意見は事務局でまとめさせていただきます。次期高齢者保健福祉計画（素案）及び生涯大学校の現状と課題（骨子案）について、更に検討をしてまいりたいと思っております。

次回の分科会ですけど、平成 21 年 3 月頃を予定しております。日程につきましては、またご連絡を差し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 2 回「千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。